

石川県公報

令和6年4月2日

第13695号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○復旧・復興現地対策室の設置 (創造的復興推進課)	1	○国土調査の成果認証公告 (農業基盤課)	5
○創造的復興推進課に所属する職員を能登半島地震からの復旧及び創造的復興に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地の指定 (同)	1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	教育委員会	
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	2	○教員確保・指導力向上推進室の廃止	6
○指定納付受託者の指定 (国際交流課)	2	○教育DX・教員確保指導力向上推進室の設置	6
○令和5年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	2	公安委員会	
○特定農業用ため池の指定について (同)	3	○少年指導委員の委嘱	6
○特定農業用ため池の指定の解除について (同)	3	監査委員	
○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7

告 示

石川県告示第128号

石川県組織規則(昭和39年石川県規則第23号)第21条第1項の規定により、令和6年4月1日次のとおり室を設置した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

名 称	位 置	分 担 事 務
復旧・復興現地対策室	輪島市三井町洲衛(奥能登行政センター内)	令和6年能登半島地震に係る被災地域のニーズの把握及び県の各部との連絡調整に関すること。

石川県告示第129号

石川県組織規則(昭和39年石川県規則第23号)第21条第1項の規定により、創造的復興推進課に所属する職員を能登半島地震からの復旧及び創造的復興に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地を令和6年4月1日次のとおり指定した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

七尾市袖ヶ江町
輪島市二ツ屋町
珠洲市上戸町北方
羽咋郡志賀町末吉千古
鳳珠郡穴水町字川島
鳳珠郡能登町字出津

石川県告示第130号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
内科	医療法人社団洋和会 池田病院	野々市市新庄2丁目10番地	池田 太一郎	令和6年3月22日
〃	〃	〃	池田 漠	〃
消化器内科	公立河北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	清水 吉晃	〃

石川県告示第131号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
小児科	志賀クリニック	羽咋郡志賀町高浜町ヤの79番地1	鬼頭 俊行	平成26年3月31日

石川県告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 指定をした日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
一般旅券発給手数料
- 指定納付受託者の指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

石川県告示第133号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
金沢市	夕日寺Ⅳ地区（その1）	令和6年3月22日から 令和7年3月31日まで
	夕日寺Ⅳ地区（その2）	
	夕日寺Ⅳ地区（その3）	
	夕日寺Ⅱ地区（その1）	
	夕日寺Ⅱ地区（その2）	
	夕日寺Ⅱ地区（その3）	
	夕日寺Ⅱ地区（その4の1）	

	米丸地区 大徳地区	
かほく市	長柄Ⅱ地区 二ツ屋Ⅱ地区	令和6年2月26日から 令和7年3月31日まで
白山市	下吉野地区	令和6年3月11日から 令和7年3月31日まで
津幡町	井上Ⅰ地区 五反田・中須加地区 舟橋Ⅰ地区 舟橋Ⅱ地区	〃
志賀町	西浦地区(V) 西浦地区(VI) 西浦地区(VII) 西浦地区(VIII)	令和6年2月26日から 令和7年3月31日まで
宝達志水町	吉野屋地区	〃
中能登町	最勝溝Ⅳ地区 能登部Ⅸ-1地区 末坂Ⅲ地区	令和6年3月22日から 令和7年3月31日まで

石川県告示第134号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

特定農業用ため池名称	所在地		指定年月日
	市町名	字等	
カマンクチ池	羽咋郡志賀町	三明	令和6年3月31日
清光寺谷池	羽咋郡宝達志水町	森本	令和6年3月31日

石川県告示第135号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第5項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の指定を解除した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

特定農業用ため池名称	所在地		解除年月日
	市町名	字等	
峠谷	小松市	瀬領町	令和6年3月31日
大堤	羽咋郡志賀町	西海千ノ浦	令和6年3月31日
エモジャ池	羽咋郡志賀町	町居	令和6年3月31日
五郎平田池	羽咋郡志賀町	西海千ノ浦	令和6年3月31日
八幡谷下池	鹿島郡中能登町	黒氏	令和6年3月31日
馬場池	鹿島郡中能登町	西	令和6年3月31日

石川県告示第136号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり

告示する。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

1 起業者の名称

学校法人北陸大学

2 事業の種類

北陸大学太陽が丘キャンパス学生駐車場整備事業

3 起業地

(1) 取用の部分

金沢市銚子町り地内

(2) 使用の部分

金沢市銚子町り地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、金沢市銚子町地内を起業地とする「北陸大学太陽が丘キャンパス学生駐車場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第21号に掲げる「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人北陸大学(以下「起業者」という。)は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条の学校法人である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

北陸大学は、昭和50年4月に金沢市金川町において薬学部が開設されたことにより開学し、同市太陽が丘において、昭和62年4月に外国語学部が、平成4年4月に法学部が開設されたことにより、いわゆる総合大学となったものである。平成16年4月の組織改編を経て、平成29年4月及び令和3年4月、令和5年4月にそれぞれ学科を新設しており、4学部6学科の体制に移行したところである。こうした状況を受けて学生数が増加しており、自動車通学の希望者も増加することが見込まれているため、学生駐車場の確保が喫緊の課題となっている。

同大学では、学生の通学方法として、バス等の公共交通機関、自動車、自転車又は徒歩等による方法を認めており、このうち、自動車による通学については、学生駐車場の実際の利用状況を考慮し、受入可能人数の上限を設定して運用しているところであるが、太陽が丘キャンパスでは、令和3年4月及び令和5年4月の学科新設に伴う学生数の増加により、その上限を上回る人数を受け入れざるを得ない状況となっている。

このような状況に対処するため、新たな学生駐車場を整備する本件事業が計画されたものである。

本件事業の完成により、増加する学生数に対応できる駐車場が整備されることから、学生の利便性向上に資するものであり、同大学の円滑な運営に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第145条に規定する石川県希少野生動植物保護地区には指定されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 主要な道路からのアクセスが容易な場所であること。
- (イ) 校舎との位置関係について、徒歩での往来が容易な場所であること。
- (ウ) 校舎との往来に際し、安全性の高い経路を通行できる場所であること。

などの条件を全て満たす3か所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、太陽が丘キャンパスにおける学生数の増加に伴い、学生駐車場の確保が喫緊の課題となっていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用及び使用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用及び使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

金沢市総務局総務課

公 告

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
白山市	平成27年4月21日から平成30年3月31日まで	白山市美川南Ⅰ地区の地籍調査図及び地籍簿	白山市（美川南町ハの一部、美川本吉町子の一部、丑の一部、美川中町ロの一部）	令和6年4月2日
	平成28年5月6日から平成30年3月31日まで	白山市吉岡Ⅱ地区の地籍調査図及び地籍簿	白山市（河内町吉岡の一部、ヘの一部、トの一部、ヌの一部、東の一部、西の一部、流の一部）	〃

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの

送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画地区計画(近岡町地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第5号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した教員確保・指導力向上推進室は、令和6年3月31日限り廃止した。

令和6年4月2日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第6号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和6年4月1日次のとおり室を設置した。

令和6年4月2日

石 川 県 教 育 委 員 会

1 名称

教育DX・教員確保指導力向上推進室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

- 教育DXの推進に関すること。
- 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第27号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、令和6年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和6年4月2日

石 川 県 公 安 委 員 会

氏名	連絡先	活動区域
江川 明 油谷 肇 諸江 隆 井上 佳一 鈴木 勉 北山 隆 中田 明秀	金沢市下本多町六番丁15番地1 金沢中警察署 生活安全課 電話(076)222-0110	(金沢市)片町1~2丁目、木倉町、香林坊1~2丁目、広坂1丁目、柿木畠、尾山町、堅町、大工町、十三間町、野町2~4丁目、増泉1~5丁目、白菊町、中村町、石引1~2丁目、小立野2~5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの里1丁目
長田 竜夫 吉藤 順恵 的場 定志 柿本 政信	金沢市元町2丁目15番1号 金沢東警察署 生活安全課 電話(076)253-0110	(金沢市)本町2丁目、堀川町、堀川新町、昭和町、長田本町、諸江町、割出町、笠市町、橋場町、鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上堤町

新保 公尉 前川 裕幸	金沢市金石本町イ1番地1 金沢西警察署 生活安全課 電話(076)266-0110	(金沢市)新神田2丁目、藤江南2～3丁目、松村1～2丁目、無量寺3～4丁目、金石本町、専光寺町、藤江北2～3丁目、北町、駅西本町5丁目、西念2丁目、示野中町、畝田西1丁目、神野1丁目、北間町、黒田1丁目、古府2～3丁目、桜田町、示野町南、新保本3丁目、高島3丁目、戸板西2丁目、松島町、大河端西1丁目、近岡町、古府町南
大丸谷清治 東野 武子 下口 猛男 米山世津子 宮下 一夫	加賀市大聖寺東町1丁目1番地 大聖寺警察署 生活安全課 電話(0761)72-0110	(加賀市)片山津温泉、山代温泉、山中温泉、中代町、箱宮町、上河崎町、作見町、弓波町、伊切町、分校町、南郷町
川南 英信 橋 恵子 椎木 昇 園井 肇	小松市上小松町乙163番地の1 小松警察署 生活安全課 電話(0761)22-0110	(小松市)土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清水町、園町、本折町、大文字町、栗津町、長田町、平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、宝町、長崎町、城南町、栄町、寺町、井口町、湯上町、幸町、沖町、清六町
塚本 茂樹 立野 一正 西田 昌喜	白山市倉光九丁目11番地1 白山警察署 生活安全課 電話(076)216-0110	(白山市)田中町、平松町、井口町、鶴来水戸町、横江町、鶴来本町二丁目 (野々市市)本町一丁目、菅原町、若松町、横宮町、御経塚四丁目、白山町
中嶋 正昭 中村 勇	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3 津幡警察署 生活安全課 電話(076)289-0110	(かほく市)内日角、横山 (河北郡津幡町)字中橋、字庄、北中条1丁目
山本 孝人	羽咋市旭町ニ20番地4 羽咋警察署 生活安全課 電話(0767)22-0110	(羽咋市)石野町、大川町 (羽咋郡志賀町)堀松、高浜町、大島、徳田 (羽咋郡宝達志水町)敷浪、柳瀬
西山 光男 川淵 正	七尾市小島町九部4番地5 七尾警察署 生活安全課 電話(0767)53-0110	(七尾市)和倉町、神明町、大手町、御祓町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、舟尾町、藤橋町 (鹿島郡中能登町)井田

監 査 委 員

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年4月2日

石川県監査委員 不破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

(別 紙)

保専第10003-1号
令和6年3月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年2月28日付け石監査第667-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
光熱水費負担金の収入事務において、調定が長期間遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	保育専門学園	担当者の異動があっても失念しないよう、年間における定期的納付書発行一覧表を作成の上、庶務課員で情報共有し、担当と庶務課長で確認することで再発防止を徹底する。

消学第10007-1号
令和6年3月6日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年2月28日付け石監査第667-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、購入額が5万円以上の物品について、支出科目を誤って支出しているものが2件あった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	消防学校	財務規則などにより確認のうえ、今後、誤りが起こらないように関係職員に徹底することにより、再発防止に努めます。

消学第10007-2号
令和6年3月6日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年2月28日付け石監査第667-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、令和4年度の建設工事請負契約書に、知事印の押印が漏れているものがあった。 また、支出事務において、当該契約書に基づき、令和4年度会計にて支出完了していた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	消防学校	今後、契約書の押印が漏れないよう、押印後の契約書を供覧し、その際には庶務担当及び管理職で相互チェックを徹底することにより、再発防止に努めます。

金西高第39号
令和6年3月8日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和6年2月28日付け石監査第667-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>野球部の練習試合中に、柵を乗り越えてボールを拾いに行き、川に転落した生徒が死亡する事故が発生していた。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	金沢西高等学校	<p>事故のあった年度以降、救命用具の設置や防球ネットのかさ上げ改修、バックネット裏に注意喚起を促す看板を設置した。</p> <p>このほか、顧問教諭による定期的な用具・施設の安全確認、毎年、新入部員が入部した際に、川に落ちたボールは回収しないよう改めて野球部全員に指導を行い再発防止に努めている。</p>

